

## 1. 現 状

- ◆外国資本の企業が森林を所有した場合、所有者との連絡が取りにくくなるほか、投資が目的の為に適正な森林の管理がされないことや、乱開発や水資源の搾取などが懸念されています。
- ◆森林買収の状況  
林野庁によれば、平成23年度までに、北海道、山形県、群馬県、長野県、神奈川県、兵庫県、沖縄県で外国資本による森林買収が確認されています。
- ◆他の地方自治体の動き  
北海道及び埼玉県では、水源保全地域の指定や土地取引の事前届出制の導入などを盛り込んだ条例を平成24年2月県議会に上程され、平成24年3月に可決されました。
- ◆国の動き  
国では、民主・自民両党において、国内の水資源保全に向けた「水循環基本法案」を今国会に議員立法として提出する方向で調整に入っています。この法律案は、水は国民共有の貴重な財産を骨子とし、生活用水、工業用水、農業用水など多岐にわたる水関連行政を一元化するためのものとなっています。
- ◆三重県では現時点において外国資本による森林買収の事実は確認されていません。
- ◆三重県の状況  
県庁内の連絡会議として「森林・水資源の保全に関する情報交換会」を平成22年度に立ち上げ、本年度も平成24年5月28日に会議を開催し各担当部局と情報交換などを行いました。

## 2. 今後の対応

平成21年度及び平成22年度に「外国資本における森林買収の規制強化」について国に対して要望しました。林野庁においては、森林法を改正してこの4月1日より森林取得の事後届出制度を創設し、森林所有者を把握することとしました。

三重県としては、当該事後届出制度により外国資本の森林買収状況を把握しながら、他の地方自治体の状況、国の水循環基本法案の動きを注視し、必要に応じて対応を検討していきたいと考えています。